

第1回 遠山郷学園小学校再編検討委員会 会議録

開催日時	令和7年9月30日（火） 19時00分～20時55分
開催会場	南信濃地域交流センター 会議室
出席者	委員(敬称略)：村山 雅也、小澤 倫太郎、近藤 史章、小池 真沙美、遠山 典宏、猪切 洋二、下郷 貴広、橋倉 美奈子、前島 道広、北澤 昌彦、遠山 典男、遠山 尚久、松下 豊、酒井 郁雄、熊谷 幸穂、御子柴 さゆり、(オンライン)宮國 康弘 オブザーバー：野牧 和将 上村自治振興センター所長、林 優一郎 南信濃自治振興センター所長 事務局：熊谷 邦千加 教育長、秦野 高彦 教育次長、上沼 昭彦 教育政策課長、伊藤 寿 学校教育課長、北澤 孝郎 教育センター所長、市川 史織 上村小学校教頭、春原 孝 和田小学校教頭、佐々木 美鈴 学校教育課長補佐兼学務係長兼教育センター所長補佐、前澤 紀彦 教育施設係長、仲田 好寿 保健給食係長、木下 耕一 学園支援係長、井川 真輝 上村公民館主事、小島 滉平 南信濃公民館主事、萩元 謙一 教育企画係長、下岡 祥平 主査、三ツ井 洋樹 主査
配布資料	1 次第 2 配席図 3 委員名簿 4 事務局名簿 5 遠山郷学園小学校再編検討委員会の設置について 6 遠山郷学園小学校再編検討委員会設置要綱 7 遠山郷学園における小学校の再編に向けた基本方針 8 遠山郷学園小学校再編検討委員会スケジュール 9 検討部会の設置(案)について 10 遠山郷学園小学校再編検討委員会 検討部会別スケジュール 11 遠山郷学園小学校再編検討委員会 検討部会委員名簿 12 再編後の小学校の名称について 13 校名の決定プロセスについて
記録者	事務局 下岡 祥平
1 開会 （進行：秦野教育次長） 進行 皆様こんばんは。定刻となりましたので、ただいまから、第1回遠山郷学園小学校再編検討委員会を開催させていただきます。本日は公私にわたりご多忙の折にも関わらず、本委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 申し遅れましたが、本委員会の正副委員長が決定するまでの間、司会を務めさせていただきます教育次長の秦野です。よろしくお願いします。 また、本日の会議は、ウェブ会議併用で実施させていただいており、宮國委員がウェブでご出席をいただいております。本日は、委員17名中17名全員の委員の方にご出席いただいております。委員総数の半数以上のご出席をいただいておりますので、本会議は成立している旨お伝えします。 2 委嘱状交付 （進行：秦野教育次長） 進行 それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。まず、皆様に、教育長から委嘱状を交付させていただきます。 本委員会の委員は、資料No.4—2にあります遠山郷学園小学校再編検討委員会設置要綱の第3条に基づき、教育委員会が委嘱することになっております。それでは、これより皆様に委嘱	

状を交付させていただきます。教育長が皆様のお席の前に参りますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

(教育長が各委員の席を回り委嘱状を交付)

なお、ウェブでご参加いただいております宮國委員につきましては、後日お送りをさせていただきますのでご了承ください。

また、委員会の委員については、資料No.2のとおり、委員名簿を作成しております。大変申し訳ございませんが、会議全体の進行の都合上、自己紹介をいただく時間がないので、それぞれ名簿にてご確認をいただければと存じます。

続きまして、飯田市教育長の熊谷邦千加より、ごあいさつを申し上げます。熊谷教育長お願いします。

3 熊谷教育長あいさつ

改めまして、皆様こんばんは。ただいま委嘱状を皆様方にお渡ししました。またウェブでご参加いただいております宮國委員につきましては後日お送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

上村・南信濃村が飯田市と合併して20年の節目ということで、今、飯田市美術博物館では特別展「山とともに生きる」を開催しています。私も美術博物館に行き、様々な写真や貴重な文書を拝見しながら、奥深い歴史、遠山郷のあゆみやくらしを改めて学ばせていただいたところです。是非多くの皆さんに足を運んでいただければと思っています。

また、来月には、かぐらの湯がリニューアルオープンされるということで、準備が忙しい時期状況と思います。かぐらの湯については、テレビ番組でも紹介されていて、私も拝見しましたが、まずは足湯から入ってみたいと思いました。この地域が盛り上がるということは、とてもうれしいことだと思います。

さて、この度、遠山郷学園小学校再編検討委員会の1回目の開催となりましたが、ここに至るまでに、地域の皆様が60回以上にわたり遠山郷学園の学校のあり方について、繰り返し繰り返し検討を重ねられて、その中で一つの方向性として要望書をまとめていただきました。1枚の要望書ではございますが、皆様のご苦労やその時々のお考えの姿を想像しますと、本当に断腸の思いで要望書を出していただいたということを改めて感じますし、重く受け止めているところです。ご要望いただいた遠山郷学園の小学校の再編につきましては、2つの小学校が一緒になるということだけではなく、これを契機としまして、より魅力的な小学校をつくっていくという未来に向けて明るい希望を持ち、この再編検討委員会を進めていただければありがたいと思います。この地で学びたいということが増えることを願っておりますし、そのためにも再編後の小学校が魅力的な学校になることが大切であり、市としてもそのような思いから学園構想を進めているところです。お互いのつながりの中で、より一層こどもが「通いたい」、保護者の皆さん、地域の皆さんが「通わせたい」学校となるよう、希望を持った学校づくりを進めていただきたいと強い願いを持っているところです。

昨日は、これからの学校のあり方審議会が開かれ、南信濃まちづくり委員会副会長の玉置さんと上村小PTA会長の村山さんにもご出席いただき、これからの学校のあり方、配置・枠組みについて検討を始めているところです。この両地区におかれましては、学校のあり方についての取組を先進的に進めていただいております。他地区の先例にもなるだろうと思っています。

いずれにしても、「こどもまんなか」がキーワードですので、こどもと保護者の皆様の思いを自分事として考えていただきながら、どのような形がよいかということ、さまざまな視点から具体的な内容についてご検討いただくという新たな段階に入ったと考えています。是非皆様のお知恵をいただき、忌憚のないご意見をいただき、再編後の学校がよりよいものになりますように、ご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4 遠山郷学園小学校再編検討委員会について（説明：萩元教育企画係長）

改めまして、皆様こんばんは。本検討委員会の事務局を務めさせていただきます教育政策課教育企画係長の萩元と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、遠山郷学園小学校再編検討委員会についてご説明します。恐れ入りますが、右肩に資料No.4-1と記載のある「再編検討委員会の設置について」と資料No.4-2と記載のある「設置要綱」をお手元にご準備いただければと思います。

まず、資料No.4-2「設置要綱」をご覧ください。この要綱は、本委員会の設置について教育委員会が制定した要綱です。まず、第1条には、本委員会の設置目的を記載してあります。続いて、第2条には、この検討委員会の任務、つまり、本委員会で協議する事項を7項目定めております。第3条から第5条までは、委員の皆様について定めており、まず、第3条では、委員の選出母体の団体等と教育委員会が委嘱する旨を、第4条には、委員の任期を定めています。第5条は、本委員会の正副委員長について委員の互選により決定する旨を定めています。続いて、第6条は、本委員会の会議の持ち方を、第7条は、検討部会を設置することができる旨を規定しています。最後に、第8条では、本委員会の庶務は教育政策課が実施する旨を定めています。

条文のままですと、わかりにくい部分もありますので、重要な部分を図等にまとめました資料No.4-1をご覧ください。まず、最初の部分ですが、本委員会は、遠山郷学園内の小学校の再編を円滑に推進するとともに、再編に伴い設置される学校の開校に向けた総合的な検討及び関係者との調整を行うために組織した合議体であることを記載しております。

続いて、1の検討委員会の委員構成をご覧ください。要綱第3条第2項の規程に基づきますが、委員の構成を表にしております。先ほどお渡しした委嘱状をご覧ください、教育委員会からの委嘱となっている旨ご確認いただければと存じます。委員は、小学校の保護者を代表する方として、それぞれの小学校のPTAから2名の合計4名に、また、未就学児保護者を代表する方として、保育園保護者会から2名に委嘱しております。また、小中学校長3名、上村・南信濃両地区のまちづくり委員会を代表する方として、両地区まちづくり委員会の正副会長2名の合計4名に委嘱しております。さらに、上村・南信濃両地区の公民館長のおふたり、教育委員会が必要と認める方として、両地区の主任児童委員のおふたりにも委員に加わっていただいております、合計で17名の委員で構成しております。

続いて、2番の検討委員会及び検討部会と教育委員会の関係性をご覧ください。要綱第3条、第5条、第7条及び第8条に規定する「検討委員会全体会議」と「飯田市教育委員会」の関係性及び設置することができるとしている「検討部会」との関係性を図に示しています。まず、本日のこの会議は、青字・青枠で示しております「検討委員会全体会議」ですが、検討委員会全体会議はこの後ご説明します要綱第2条に規程のある協議事項について意見交換等を行い、その結果を、黒字・黒枠で示している飯田市教育委員会へご報告いただきます。教育委員会へ報告するというのがポイントになりますが、検討委員会全体会議は、協議体、つまり、意見交換、検討、協議をする場であって、最終的な決定機関ではありません。最終の決定は、飯田

市議会、飯田市教育委員会、飯田市、学校、PTAなどが行います。また、検討委員会全体会議は、茶色文字・茶色の枠で表示している検討部会を設置し、所掌事項に関する検討を委任することができます。「検討部会」では、委任された所掌事項に関して検討・協議を行い、その結果を検討委員会全体会議へ報告いただきます。検討委員会全体会議は、検討部会での協議結果の報告を受けた際は、検討委員会全体会議として協議・決定し、その結果を教育委員会へご報告いただきます。

続いて、裏面の3番の所掌事項をご覧ください。要綱第2条に基づき、検討委員会全体会議で協議する事項を現段階で一覧表にしております。まず1項目目は、「校名に関すること」、2項目目は「校歌及び校章に関すること」です。3項目目及び4項目目は、学校での協議事項となりますので、この検討委員会としては、主に報告を受けることとなります。3項目目の「学校運営方針及び学校行事に関すること」では、地域の皆様と連携して実施している学校行事については公民館との調整が必要になります。また、4項目目の「教育課程再編及び学級編成に関すること」では、学校生活に関する部分で、保護者の皆様と対話が必要な場面が想定されます。続いて、5項目目の「通学路及び通学方法に関すること」は、通学路の確認や通学方法に関することをご協議いただきます。6項目目の「PTA組織及び児童会組織に関すること」は、PTA及び児童会の再編に関する協議を学校とともに行うこととなります。なお、3項目目、4項目目、6項目目は、学校やそれぞれの団体が決定する事項を多く含んでおり、本再編検討委員会では、協議するというよりも必要に応じて検討の進捗を確認することとなります。

資料でのご説明は以上です。

続いて、資料はございませんが、本再編検討委員会の公開に関してご説明します。まず、検討委員会全体会議については、基本的には、公開での開催とさせていただいており、委員名簿、会議資料、会議録は市のウェブサイトにて公開します。「基本的には」と申し上げたのは、協議の内容や会議資料に個人を特定する内容が含まれる際には、その部分の会議資料及び会議録は非公開とする必要があるためです。公開・非公開の判断については、委員長と事務局で協議させていただきます。会議録の公開にあたっては、出席委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載することとします。ここで、本日の会議の記録における発言委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いします。いかがでしょうか。

(委員から意見なし)

特にご意見がないようですので、会議内容の公開にあたっては、発言された委員の氏名もあわせて公表することとします。

続いて、検討部会については、詳細な部分での協議事項が予想されます。場合によっては、個別のケースや個別の事案など、個人を特定する内容を含んだ形での協議がなされる可能性があることから、非公開での開催といたします。ただし、一定の説明責任は求められますので、検討部会での協議の結果を事務局でとりまとめた会議内容の記録を、全体会議への協議結果報告を行った後に、市ウェブサイトへ公開することとします。遠山郷学園小学校再編検討委員会についてのご説明は以上です。

5 正副委員長の選出 (進行：秦野教育次長)

進行 ただいま、事務局から説明いたしました。改めて、資料No.4-2「遠山郷学園小学校再編検討委員会設置要綱」の第5条をご覧くださいと、委員長と副委員長に関する定めがあ

り、委員長をおひとり、副委員長をおふたり、委員の互選で決定することとされています。選出方法について皆様からご意見がございますか。

(委員から意見なし)

特にないようでしたら、事務局から案を発表させていただいて、ご承認いただくということにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員が頷き同意)

ありがとうございます。それでは事務局案を上沼教育政策課長から申し上げます。

事務局(上沼課長) 事務局といたしましては、委員長に南信濃公民館長の酒井郁雄委員を、副委員長に上村公民館長の松下豊委員と、和田小学校長の下郷貴広委員にお願いしてはどうかと考えております。

進行 ただいま、事務局案をお示しいたしました。ご承認いただける皆様は拍手をお願いします。

(全委員が拍手)

ありがとうございます。拍手多数でご承認いただきました。委員長を酒井郁雄委員に、副委員長を松下豊委員と、下郷貴広委員にお願いします。では、正副委員長は、席のご移動をお願いします。

(正副会長席移動)

それでは、ここで、酒井委員長からごあいさつをいただきます。

(酒井委員長あいさつ)

ただいま委員長に選出いただきました酒井郁雄と申します。この委員会のメンバーを見ますと、上村・南信濃両地区のまちづくり委員会の正副会長さんをはじめ、適任者が多くいらっしゃる中で、委員長に選任いただき、本当に恐縮しております。小学校の再編について考えることは本当に大変なことで、皆様も同様に大変だと思います。学校は、地域住民の心の拠り所ですので、再編について考えることは、私たちにとって非常に重要で、大切なことだと考えています。先ほど教育長から話がありましたけれども、なによりも子どもが楽しく学んで、心豊かに育まれる、そのような学校を目指して、教育環境を整えていければと考えています。そして、保護者の皆さんにとっては、安心して、信頼して学校に通わせられる、そのような学校をつくっていきたいと思います。また、地域の皆さんにとっては、誇りを持って、そして皆に愛されるような学校を目指していければと思います。時間がそれほど長くはありませんけれども、この委員会ですっかりまとめられるようにご協力をお願いします。

進行 酒井委員長、ありがとうございます。続きまして、松下副委員長からごあいさつをお願いします。

(松下副委員長あいさつ)

ただいま副委員長に選出いただきました上村公民館の松下です。よろしくお願いします。本日は再編検討委員会の全体会ということですが、今後3つの部会に分かれてさまざまな課題について、丁寧に検討していければと思います。私たちの後輩である地域の子どもが楽しく学

べる環境づくり、こどもの明るい未来のために力を尽くしていきたいと考えていますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

進行 松下副委員長、ありがとうございました。それでは、下郷副委員長からごあいさつをお願いします。

(下郷副委員長あいさつ)

皆様、こんばんは。副委員長を仰せつかりました和田小学校の下郷貴広と申します。先ほど熊谷教育長や酒井委員長がおっしゃったとおりで、やはり「こどもまんなか」というキーワードが大切だと考えており、私自身もこどものこと、保護者の皆様のこと、地域の皆様のことをしっかりと考え続けていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

進行 下郷副委員長、ありがとうございました。それでは、会議事項に入ってまいります。要綱第6条第1項に基づき、以降の議事進行につきましては、酒井委員長にお願いしたいと思います。酒井委員長、よろしくお願いします。

6 会議事項

(1) 遠山郷学園における小学校の再編に向けた基本方針について(確認)

酒井委員長 着座にて進めさせていただきます。早速ではございますが、次第の「6 会議事項」の(1)遠山郷学園における小学校の再編に向けた基本方針について事務局に説明を求めます。

事務局 秦野次長 それでは、資料No.5をご覧ください。遠山郷学園の小学校再編に向けた基本方針と今後のスケジュール、取組についてご説明させていただきたいと思えます。飯田市教育委員会では、8月4日に開催した臨時教育委員会で「遠山郷学園における小学校再編に向けた基本方針」を決定しました。基本方針につきましては、2つの基本的な考え方をもとに5つの方針を定めているという構成になっております。まず、2つの基本的な考え方ですが、一つ目は、遠山郷学園の小学校の配置の検討の視点として、上村・南信濃地区の急激な少子化の進行による教育環境の変化に関する地域の皆さんの危機意識を受け止めまして、学校は児童生徒の豊かな学びと成長を保障する場であることから、児童をまんやかに、児童にとってよりよい学びの環境と安全で安心な教育環境を確保する取組を進めこととします。また、学校は地域の将来の担い手や支え手となる人材を育む場であり、学校、地域、家庭との対話を通じて合意形成を図ることとします。二つ目は、これからの学校のあり方に関する審議との関係です。児童生徒数の減少や施設の老朽化が喫緊の課題となる地域の学校のあり方については、学園地域の課題感や危機意識の状況を見定めながら、地域や保護者の皆さんと協働して、学園内の学校のあり方を検討していくという方針です。遠山郷学園の小学校の再編につきましては、先行的な取組として、学校のあり方の審議と同時に進めていくこととしております。

この考え方にに基づき、5つの基本方針を定めました。第一に、小学校の体制は、グランドデザインに基づく教育をより効果的に実践するため、現在の1中学校、2小学校体制から1中学校、1小学校体制へ移行します。第二に、学校施設については、学校施設の安全性に鑑み、再編後の小学校は現上村小学校の施設を利用します。第三に、児童をまんやかに置いた再編過程として、上村小学校と和田小学校の児童が学習する環境を可能な限り早期に実現する観点から、令和9年4月の完全再編に向けて、令和8年4月から実質的な再編となる合同授業を実施しつつ、取組を進めます。具体的な進め方につきましては、第1から第3フェーズとして示しています。第四に、再編後の小学校もこれまでと同様に小規模特認校に指定します。第五に、

再編の推進体制として遠山郷学園小学校再編検討委員会を設置して協議していきます。以上、5つの基本方針に基づきまして、具体的に再編を進めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、現在の案を示させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

酒井委員長 ありがとうございます。この基本方針につきましては、次第に確認と記載があるとおひ、本日ご参集の委員の皆様は既にご承知の内容と思ひます。この委員会が設置されることとなった経緯も含めて、確認ということですので、本日は聞き置くこととさせていただきます。

(2) 遠山郷学園小学校再編検討委員会スケジュールについて

酒井委員長 それでは、次の次第に移ります。先ほど、次第の4の遠山郷学園小学校再編検討委員会についてで、本委員会の所掌事項、つまり、当委員会で検討すべき事項について説明がありました、その検討事項をどのようなスケジュールで検討していくのかについて、事務局から説明を受けます。

事務局 上沼課長 資料No.6をご覧ください。遠山郷学園小学校再編検討委員会のスケジュールです。小学校再編検討委員会ですが、先ほど説明がありました基本方針に基づき、令和8年4月からの実質的な再編、そして令和9年4月からの完全な再編に向けて、要綱第2条に掲げる事項について意見交換等をしていただき、その結果を教育委員会に報告いただきます。

検討委員会は、本日の第1回目以降、今年度は6回、次年度は5回の計11回の開催を予定しています。なお、今後の検討の進み具合で日程や回数等が変わってくる可能性があるということをご了承ください。具体的な検討事項のスケジュールですが、校名に関することにつきましては、今年度中の決定を目指すとした場合に資料のと通りのスケジュール感となります。校歌・校章に関することにつきましても、決定までのプロセスとおおよそのスケジュールを記載してあります。今年度につきましては、校歌の作詞や作曲、校章のデザイン方法等の検討を進め、来年10月までに校歌の作詞・作曲や、校章のデザインの整理・選考を行い、年末にかけて決定し、年明けからは歌唱指導等につなげていくというスケジュール感です。全ての検討事項についてのプロセスの説明は省略させていただきますが、令和9年4月の開校に向け、短い期間で様々な事項を検討いただき、決めていくことになります。各検討事項の決定までのプロセス、スケジュール感につきましても、委員の皆様と共有しつつ進めていきたいと考えています。

酒井委員長 ありがとうございます。ただいま、委員会の所掌事項について、令和8年4月からの実質的な再編となる合同授業の実施に向けて、また、令和9年4月の完全再編に向けてのロードマップとなるスケジュールの説明がありました。現段階でのスケジュールですので、今後の協議や具体的な作業の進捗で変更の可能性はありますが、令和9年4月の完全再編に向け取組を進めていこうということです。ここで、一旦、質疑の時間を取りたいと思ひます。確認しておきたい事項等も含め、何かあればと思ひますがいかがでしょうか。

(委員からの発言なし)

(3) 検討部会の構成及び委員について

ア 検討部会の構成と役割分担

酒井委員長 それでは、次に移ります。(3)検討部会の構成及び委員のうち、まずは「検討部会の構成と役割分担」について事務局から説明をお願いします。

事務局 上沼課長 それでは、資料No.7「検討部会の設置(案)」をご覧ください。要綱第7条の規定に基づき、以下の3つの検討部会を設置したいと考えております。検討部会の名称と所掌事項ですが、一つ目は校名等検討部会で、校名や校歌及び校章に関することを検討いただきます。二つ目は通学等検討部会で、通学路及び通学方法に関する検討等を行っていただきます。三つ目が校務等調整部会で、校務に関する事項について検討いただきます。なお、各検討部会には、正副部会長を置きまして、委員長の指名により選出します。また、検討部会では、部会長が必要と認めた時は、部会に係関係者の出席を求め、意見や説明等を聴くことができます。

続いて、検討委員会及び検討部会と教育委員会の関係性でございます。先ほどの説明と重複しますので、詳しくは説明しませんが、図のとおりの流れとなります。

続きまして、検討部会において協議等を行っていただく事項ですが、要綱2条に基づく、検討委員会の所掌事項を各部会に分担します。また、協議の中で、表に記載がなく、新たに協議することが必要な事項が生じた場合につきましては、正副委員長と事務局が協議いたしまして、協議を行う検討部会を定めていきます。各検討部会が担当する項目及び内容につきましては、それぞれ表にあるとおりです。なお、要綱第2条第7号として、検討部会ではありませんが、教育委員会が必要と認める事項ということで、情報提供等について努めてまいります。

表の取組内容でアスタリスクがついている取組ですが、これは児童生徒の意見を反映するポイントを想定している内容です。基本方針におきましても、児童生徒の声を再編後の学校生活に生かしていくことができるよう検討していくこととなっておりますので、児童生徒の声をどのように生かしていけば良いか、今後、工夫や検討が必要な事項です。

続いて、資料No.8「検討部会別のスケジュール」をご覧ください。資料No.6の検討委員会のスケジュールと重なるところが多くあります。こちらにつきましても、現時点の予定ですので、検討の進み具合により日程や回数が変わることをご了承ください。ポイントとしては、全体会の日程と検討部会の日程を同日にしているところです。全体会の前段に検討部会を実施し、全体会議への報告事項等を確認・整理をしてから、全体会議を開催し、各部会から報告いただき、全体で共有・検討するといった流れを想定しております。委員の皆様もご多忙の中、また、短期間で様々な事項を検討する必要がありますので、会議のあり方につきましても、工夫しながらできる限り効率的に検討を進めていければと考えております。

続いて、資料No.9「各検討部会の委員名簿」をご覧ください。事務局としましては、資料のとおり委員構成で検討部会を進めてまいりたいと考えています。校名等検討部会の委員には、上村・和田小学校の両PTA会長、上村・和田の未就学児の保護者の代表の方、上村・和田小学校の校長先生、上村・南信濃地区の両まちづくり委員会会長、南信濃公民館長を、通学等検討部会は、上村・和田小学校PTAの方、上村・南信濃のまちづくり委員会の方、上村公民館館長、上村・南信濃地区の主任児童委員を、校務等調整部会は、遠山郷学園3校の校長先生方と、上村・南信濃地区の両公民館長で構成してはどうかと考えています。

酒井委員長 ありがとうございます。ただいま、「検討部会の構成と役割分担、委員の構成」について、事務局から説明がありました。このことに関して、確認しておきたい事項等があればと思いますがいかがでしょうか。なお、オンライン参加の宮國委員からも、必要があれば声を掛けていただければと思います。

(委員からの発言なし)

酒井委員長 資料№.4－2の設置要綱第7条第2項には、部会の構成及び構成員は、検討委員会において定めることと規定されています。委員の皆さんで役割分担をして協議をしていくことになるわけですが、皆様の同意の下に検討部会を設置することになりますので、設置要綱に基づきお諮りします。ただいま説明のあった部会設置について(案)のとおり、部会を設置した上で、皆様の役割分担により検討を重ねていきたいと思いますが、委員の皆様のご同意をいただけますでしょうか。

(委員から、異議なしの声)

酒井委員長 ありがとうございます。皆さんご同意をいただきましたので、案のとおり、検討部会を設置します。

(3) 検討部会の構成及び委員について

イ 正副部会長の指名

酒井委員長 それでは、続いて、ただいま設置が決まりました検討部会の正副部会長についてですが、資料№.4－2設置要綱第7条第3項には、部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定めることと規定されておりますので、委員長の私から、各検討部会の正副部会長を指名させていただきます。

まず、校名等検討部会については、部会長を私が兼務させていただき、副部会長を上村小学校PTA会長の村山雅也委員にお願いします。続いて、通学等検討部会は、部会長を松下豊副委員長に兼務いただき、副部会長を南信濃地区主任児童委員の御子柴さゆり委員にお願いします。最後に、校務等調整部会については、部会長を下郷貴広副委員長に兼務いただき、副部会長を上村小学校長の猪切洋二委員にお願いします。指名いたしました皆様、各検討部会の会務を総理いただき、建設的な検討をいただくとともに、調査検討結果を当検討委員会へ報告いただきますようお願いいたします。

(4) 再編後の小学校の校名の検討について

酒井委員長 それでは、本日、最後の議題になります。「6会議事項」の「(4) 再編後の小学校の校名の検討について」を議題とします。まずは、再編後の小学校の名称、以降、校名と申しますが、校名の取り扱いについて、事務局から説明を受けます。

事務局 上沼課長 それでは、資料№.10－1「再編後の小学校の名称について」をご覧ください。校名につきましては、校名等検討部会の所掌事項としていますが、校名に関する議論につきましては、再編の課程の中でも特に重要なプロセスですので、校名の取り扱い、また、決定の流れにつきましては、本日の検討委員会全体会議の場で意見交換し、方向性を定めた上で、以降の検討を校名等検討部会へ委任したいと考えております。

はじめに、校名の決定に関する基本的な考え方でございます。基本方針に掲げているとおり、遠山郷学園内の小学校再編は、児童の豊かな学びと成長を保障し、グランドデザインに基づく教育をより効果的に実践するための新たな教育の場を創造することを目的としており、学校、地域、家庭との対話を通じて合意形成を図りながら、再編のプロセスをともに歩んでいくこととしています。校名決定のプロセスにつきましては、設置条例を改正するという行政上の手続きを超え、これまでの上村・和田両小学校の歴史と伝統を尊重しつつも、児童にとって

の新たな教育の場にふさわしいアイデンティティを創出するプロセスになります。また、地域にとっても、地域らしさや地域の一体感、特徴を形作るものであり、未来の方向性を左右する重要な意思決定ともなります。校名を児童、保護者、地域住民にとっての誇りの源泉として、学校運営への積極的な参画を促すための中核をなすものという認識のもと、校名決定のプロセスを学校、地域、家庭とともに歩んでいきたいと考えています。

続きまして、校名の取り扱いについて、事務局からの提案です。遠山郷学園の小学校再編が、これまでの上村・和田両小学校の歴史と伝統を尊重しつつも、児童の豊かな学びと成長を保障し、グランドデザインに基づく教育をより効果的に実践するための新たな教育の場を創造することを目的としている点に鑑み、校名は、これまで使用してきた飯田市立上村小学校でも、飯田市立和田小学校でもなく、児童、保護者、地域住民にとっての誇りの源泉として、また、学校運営への積極的な参画を促すための中核をなすものとして、新たに定めることとしたいと考えています。本日の議論の一つ目ですが、再編後の校名を、新たに定めることの是非についてご検討いただきたいと思います。

酒井委員長 ありがとうございます。ただいま、校名の取り扱いに関して、事務局から、再編後の校名を新たに定めることとしてはどうかという提案がありました。本日、校名の取り扱いについては、この場で方向性を定めたいと思います。このことについて、ご意見がある方は挙手いただきご意見をいただければと思います。

遠山典男委員 校名を新しく定めるということは非常に良いかと思いますが、ここでの決定というよりは、まちづくり委員会等に持ち帰り確認が必要と考えます。決定ではなく、提案という形にしてもらった方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

酒井委員長 遠山委員から意見がありましたが、本日はまず委員の皆さんに意見を出し合って方向性を決めたいと思いますので、ご意見をお願いします。

遠山典宏委員 この場で決めることは個人的に難しいと思います。また、新たに校名を決めることについては賛成ですが、これまで使用していた上村小学校や和田小学校の校名を選択する可能性もゼロではないので、議論においては考慮すべきだと思います。校名についてはいろいろなアイディアが出ると思うので、一つに絞っていくのは非常に難しいと思います。皆さんの意見を聞きながら、決め方について慎重に検討した方が良いと思いました。

酒井委員長 この後、校名決定のプロセスについて、どのように決めていくかという説明もありますが、まずは、ここでの議論は校名を新たなものにするかどうかというところでご意見をいただきたいと思います。

(委員からの発言なし)

酒井委員長 ここでの決定でいいのかというご意見がありましたが、新たな校名とする場合に、来年3月を目途に新たな校名の決定手順を踏んでいく必要がありますので、区分して協議しようと考えておりましたが、次の校名の決定プロセスについて説明いただき、それを踏まえて協議したほうが良いと思いますので、事務局から校名決定プロセスについて説明をお願いします。

事務局 上沼課長 それでは、資料№10-2「校名決定のプロセスについて」をご覧ください。まず、校名が決定されるまでの基本的な流れですが、公立学校の校名および位置は、地方自治法の定めに基づき飯田市立小学校及び中学校を設置する条例に定められています。したがって、新たな校名を定める際の基本的な流れにつきましては、検討委員会で校名候補の選定を行

い飯田市教育委員会へご報告いただき、飯田市教育委員会が検討委員会からの報告を踏まえて校名候補を決定し、飯田市長から設置条例の改正案を飯田市議会へ上程し、議会の議決をもって校名が決定するという流れになります。関係する条例等につきましては、資料のとおりですのでご確認ください。

続いて、校名決定に関わる関係者についてです。校名決定プロセスは、これまでの説明のとおり、設置条例を改正するという単なる行政手続きではなく、上村小学校、和田小学校の歴史と伝統を尊重しつつも、児童にとって新たな教育の場にふさわしいアイデンティティを創出するプロセスであり、地域コミュニティのアイデンティティの形成と未来の方向性を左右する重要な意思決定です。したがって、このプロセスには、多くの関係者がいます。想定される関係者とその関係性は表のとおりです。

まずは児童ですが、新たな教育の場の主人公として、校名選定に際しましても、意見表明をする機会を設けるべき対象です。次は学校の教職員の皆さんですが、新たな教育の場での児童の学びを支える教育現場の先生方です。また、保護者や地域の住民の皆さんですが、新たな教育の場の主人公である児童の学びを支える方々で、多くの方が再編前の小学校の卒業者ですので、校名選定に際しましても、意見表明をする機会を設けるべき対象です。以降は再編検討委員会、飯田市教育委員会、飯田市議会が関係者です。これらの関係者間のスムーズな意思疎通を実現するため、透明性の高い決定プロセスを構築することが大切だと考えています。

続きまして、校名決定の他市の事例についてです。実際にどのように校名を決定していくかですが、他市の事例から、大きく分けて、公募型、協議型、投票型の3つの方法があります。その中でも、幅広い意見を聴き、かつ、新しい学校への関心が高まり、地域に愛着と誇りが醸成されるということから、公募型を採用するケースが多い状況です。以下、それぞれの手法におけるメリットやデメリットを整理しましたので説明させていただきます。

まずは公募型ですが、これは広報ウェブサイト、学校を通じて、児童生徒、保護者、地域住民からの校名案を広く募集するものです。多くの自治体では、単に校名を募集するだけではなく、その校名案を考えた理由や込めた思いを同時に募集しています。この公募型のメリットは、幅広い意見を聞くことができ、児童の積極的な関与も期待できます。また、新たな学校への関心が高まり、地域に誇りと愛着が醸成されます。さらに再編の取組を広く周知できる等のメリットがあります。一方、デメリットは、応募数が多いと選定作業が難航する、応募範囲の調整が必要、作業等が大変である等が挙げられます。

続いて協議型ですが、校名等検討部会や再編検討委員会で校名を検討した上で、選定する方法です。これは飯田市教育委員会の案に対して議論いただくパターンや再編検討委員会内で校名候補を出し合い検討を行うというパターンもあります。協議型のメリットは、多くの意見を一つにまとめやすいことです。また、効率的に進められる、委員の皆さんの意見が反映されやすく選定の専門性が確保されることが考えられます。デメリットは、委員会内での検討であるため幅広い意見が得られにくい、委員の皆さんの負担が大きい、厳密な選定基準が求められ、なぜこの校名を候補にしたのかといった校名候補決定のプロセスの不透明性を指摘されやすい点が挙げられます。

続いて投票型ですが、一定数の案の中から投票者の投票で選定するものです。こちらも飯田市教育委員会の案のほか、公募や協議との組み合わせが想定されます。メリットは、新たな学校への関心が高まり、地域に誇りと愛着が醸成されることの他にも児童の積極的な関与が期待でき、意見もまとまりやすく、再編の取組を広く周知することができる点が挙げられます。

一方、デメリットは、幅広い意見が得られにくく、限られた選択肢の中で投票がされること、見方によっては、最終決定が保護者や地域住民に押し付けられたという印象も残ってしまいます。また、最終が投票となりますので、選定基準が曖昧になってしまう恐れがあります。

校名決定プロセスは、法律等で方法が決まっているものではありませんので、多くの場合、当委員会のように学校再編のために組織された検討委員会が、それぞれの地域の状況によって、どのようなプロセスを採用するか検討を行い決めています。

校名は児童、保護者そして地域住民にとっての誇りの源泉として、学校運営への積極的な参画を促すための中核をなすものであることから、事務局としましては、公募型が良いのではないかと提案させていただきます。

校名決定までのプロセスについてですが、公募型で校名を決めていこうという方針を固めた上で、児童生徒、保護者、地域住民等の広い範囲から校名案を公募します。応募があったすべての校名案の中から、校名等検討部会での検討も含め再編検討委員会において基準を定めて、その基準に基づいて校名候補を選定し、教育委員会へ報告いただく方法を提案します。このプロセスにつきましては、新たな教育の場の主人公である児童の意見を最大限に聞くこと、また、保護者や地域住民の意見を可能な限り反映しながら、再編される学校への関心を高め愛着と誇りが醸成される方法であると考えています。

以降、校名決定のスケジュールを記載しております。今年度中に校名を決めるということであれば、記載のようなスケジュールが考えられるという想定です。本日の会議において、校名の取り扱いや決定までの流れを確認させていただき、10月上旬に開催を予定しております校名等検討部会において、募集の要項や校名候補選定の観点等を検討し、概ね10月下旬から11月下旬の1か月間をかけて、新たな校名の募集を行います。12月上旬に開催予定の校名等検討部会において、応募状況を確認し、校名候補の絞り込みを行います。12月中旬に開催予定の第2回再編検討委員会全体会議において、検討部会から報告いただき、全体会議で協議いただき、校名候補を教育委員会へ報告いただきます。以降は、教育委員会定例会での校名候補の決定、来年3月に市議会への上程という流れになります。

続いて、公募型とした場合に、直近で取組が必要となる新たな校名の公募の方法について、以下の校名公募要領(案)のとおり提案します。

まず一つ目に公募の目的についてですが、これまでの上村小学校と和田小学校の歴史と伝統を尊重しつつも、児童にとってよりよい学びの場として、また、地域の将来の担い手や支え手となる人材を育む場として、児童、保護者そして地域住民にとって誇れる学校となるよう再編を進めていくことを目的とします。

二つ目の募集の期間につきましては、10月下旬から11月下旬の1か月間で考えています。

三つ目に応募資格ですが、上村小学校及び和田小学校に通学する児童、遠山中学校に通う生徒、また、それぞれの保護者、上村・南信濃に居住されている方々です。

四つ目の応募内容と記載事項ですが、新しい小学校の校名を記載していただくとともに、その校名とした理由もお書きいただきたいと思います。また、どのような方が応募いただいたかわかるように、氏名や住所、メール等の連絡が取れる情報も記載していただきたいと思います。

五つ目に、応募方法ですが、応募用紙を各戸へ配布するとともに、学校を通じて児童生徒へ配布し、両地区自治振興センターや小中学校に設置し、市ウェブサイトでも掲載することを想定しています。応募方法につきましては、応募用紙または任意の様式で、記載のあるとおり、

4つのいずれかの方法で応募いただくこととし、口頭や電話での受付はしないということを考えております。

六つ目に応募に際しての留意事項です。校名案については、常用漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットで記載いただき、漢字とアルファベットには、ふりがなをつけていただくように考えております。また、お一人一案の応募とし、複数の案が確認された場合は、全て無効という扱いを考えております。応募者本人が考えたものとして、他者の権利を侵害しないこと、応募にかかる費用は応募される方の負担とし、応募用紙等は返却いたしません。また、匿名での応募の場合は無効とするよう考えています。

続いて七つ目ですが、校名決定までの流れです。応募いただいた校名の中から、校名等検討部会が自ら定める選考の観点に基づき、校名候補の案を選定します。再編検討委員会におきましては、検討部会からの校名候補案の報告を受け、校名候補を選定し教育委員会へ報告いただきます。以降については、教育委員会において校名候補を決定し、飯田市長と協議の上、条例改正議案を議会へ上程します。議会における条例改正案の議決をもって、新しい校名が決まる流れになります。

八つ目の校名選定の観点ですが、まず、応募者数が多いことだけを理由に判断しないこととしたいと考えております。設置条例における他校の名称との関係から、校名は飯田市立〇〇小学校という形にすること、また、新たな教育の場を創造する観点から、既存の学校名については選定しないということ、地域性を大切にし、児童や保護者はもとより地域住民にも親しみがあり、誇りを持っていただける校名にすること、遠山郷学園のグランドデザインや教育理念を大切にすること、誰にとっても読みやすく、言いやすく、書きやすい校名とすること、そして、長く愛される普遍的な校名とすること、さらに、県内の他の小学校名や団体名、企業名と類似せず、混同されることがないように独自性を大切にすることを校名選定において大切にすることを観点としてはどうかと考えています。

本日の論点二つ目となりますが、校名決定のプロセスを公募型で決めていくことの是非について、さらに公募型で決めていくということになれば、新たな校名の公募方法について、本日の事務局から提案させていただきました校名公募要領で良いかどうか、ご意見をいただければと思います。

酒井委員長 ありがとうございます。新しい校名を定めるとした場合に校名をどのように決定していくのかについて、事務局から詳細に説明、提案をいただきました。本日の論点として、まずはじめに、新たな校名を定めるかどうかについては、もう少し意見を聴いてみてはどうかという意見が先ほどありました。それから、校名の決定方法については、事務局から公募型を提案されたところでありまして、その公募要領についても提案されました。

校名決定のプロセスの説明を踏まえて、まずは、新たな校名を定めるかどうかについて、改めてご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

猪切委員 中学校統合の前の年から遠山中学校に赴任させていただきました。赴任した時には既に校名は決まっていたのですが、遠山中学校という両地区に共通した校名であったということで決まっていたのではと思っています。今回の小学校再編が上村小学校の施設を活用するため、上村小学校だろうという思いも中にはあるかもしれませんが、わくわく感を持って新しい学校をつくっていこうという機運が大事だろうと思います。

二学期の始業式で、児童の皆さんに学校再編の話をしたところ、校名がどうなるのかなという意見もあって楽しみな様子が印象に残っています。みんなでワイワイ案を出しながら校名を決めていくのも良いと感じました。校名においては、それぞれの想いや理想があると思いますが、校名が正式に決まったら、みんなで新しい学校をつくっていこう、応援していこうという雰囲気を作りながら公募をしていけたら良いと思います。

前島委員 資料に「上村小学校でも和田小学校でもなく」という言葉があるが、公募する際に「上村小学校」と「和田小学校」の校名を否定するのはいかがなものかと思いました。これは校名を上村小学校にするという意味ではなくて、校名が誇りの源泉という記載もありますとおり、これまでも「上村小学校」と「和田小学校」それぞれ誇りを持って守ってきたところがあります。それぞれのこれまでの校名を排除することは、今まで誇りを持っていなかったように捉えられ、悲しく感じました。現状の名前も含めて公募したら良いのではないかと思います。

御子柴委員 説明を聴いていて、教育委員会事務局からの心遣いとして、統合ということではなく、新しい学校をつくっていこうという雰囲気づくりをしてくれているのかなと感じました。これまで両校で育まれた思いやこどもの思い出を引き継いでいくことが大切だと思います。あまり校名に捉われることなく、新しい学校の名称として、広く公募していけば良いのではないかと思います。

遠山典男委員 前島委員のご意見はごもっともで、公募の際にわざわざ新しい校名にすると言わなくても良いのではないかと思います。検討委員会の中で、出されたアイディアの中から校名候補を決めていけば良いのではないのでしょうか。そのため、公募の段階では、広く公募していくことが良いと思います。それよりも新しい小学校になった時に、上村小学校や和田小学校のどちらかの教育内容に沿うということではなくて、新たな気持ちでワクワクする教育内容を考えていくことが大切だと思います。

熊谷委員 上村で生まれ育ったので、上村小学校という校名が無くなることは内心寂しい気持ちはありますが、「こどもまんなか」というキーワードで、未来に向かってこどものことを第一に考えると、新しい校名をみんなでワクワクしながら考えていくことが良いのではないかと思います。

近藤委員 質問をさせていただきます。校名決定のスケジュールが今年度末までで、半年ほどしかありませんが、このスケジュール感は何か意図があるのでしょうか。

事務局 上沼課長 校名については再編の取組を進めていく上で最も大切な事項です。なるべく早めに決定できればという事務局の思いもありますが、必ず今年度中に決定しなければならないというわけではありません。

近藤委員 ここまでの意見を聞いていると、もう少しじっくり考えたいという方もいらっしゃると思いますので、今年度中というスケジュール感ではなく、もう少し検討期間を延ばしても良いのではないかと思います。

村山委員 上村小学校の保護者の総意というわけではなく個人的な考えではありますが、今の児童やこれから小学生になるこどもが、どのような学校になるかということの方が重要だと思います。校名の検討は先延ばしにせず、事務局から示されたスケジュールで進めて良いの

ではないかと思います。校名の検討に時間を費やすよりも、こどもが実際にどのような学校生活を送るのかという具体的な検討に時間を使っていたきたいと思います。

小澤委員 上村小学校、和田小学校どちらかの校名も可能性を残した場合、場所が上村にあるので、仮に上村小学校という校名になると、和田小学校の児童が上村小学校に通うという形になり、吸収合併という印象を受けてしまうと思います。それを回避するためにも、新たな校名が良いのではないかと思います。

小池委員 皆さんの意見を聞いて、それぞれの意見に納得できることばかりでした。あえて現在の校名を外さずに、皆さんの素直な意見を公募しても良いのではと思います。その上で、学校運営への積極的な参画を促すということを念頭に置いて、検討委員会の中で学校運営にみんな協力していこうと思えるような校名候補を決めていければと思います。

橋倉委員 両小学校への想いを考えると、校名を決めるということは非常に大きいことだと思います。もし、自分自身が当事者のこどもであったら、自分たちの新しい学校の校名を自分たちで考えるということは、とてもワクワクすることだと思います。こどもにとっては、今の学校がなくなることは寂しい気持ちもあると思いますが、未来に向かって進んでいくという前向きな気持ちにもなれると思います。そういった意味で、個人的には予定されたスケジュールどおり進めて、来年度の1年間を、今のそれぞれの学校のこと、また、新しい学校のことを考えて生活する時間に当てていけたら良いと思います。ただ、様々な意見がありますので、意見を交わしながら慎重に進めていくことも必要だと思います。

北澤委員 校名についてはスケジュールどおり進め、内容についてしっかり検討して充実したものになっていくと良いと思います。校名公募の際には、上村小学校、和田小学校のそれぞれの選択肢も残していただければと思います。

遠山尚久委員 自分自身は、新しい校名とした方が良いのではないかと思います。それに加えて、上村と南信濃のこども、その保護者、地域の皆さんが学校に関心を持っていただき、一緒になって学校づくりを進めていければ良いと思います。教育委員会から提案があった公募の方法で進めていければと思います。

宮國委員 皆さんの意見を聞いて、校名については既存の校名も含めて、両小学校の校名を排除しないように公募することが良いと感じます。公募要領の中に、選定の「観点」と選定の「基準」の二つの言葉があり、同じ意味なのか、異なる意味なのかによって、決め方に違いが出てきそうだという印象を受けました。校名の観点については記載がありますが、選定の基準が今後、検討部会で示されるようであれば、透明性や公平性の観点から、選定の基準も含めて記載される方が良いと思います。

事務局 萩元係長 ただいまの「観点」と「基準」の言葉についてですが、二つの用語で誤解を招いたかもしれませんが、内容としては同じ事柄を指します。基準という表現が強い印象がありましたので、公募要領には観点とさせていただきます。

酒井委員長 ありがとうございます。委員の皆さん全員からご意見をいただきました。全部の意見が完全に一致しているとまではいきませんが、全体の意見の方向性としては、新しい学校

をつくっていくというプロセスの中で、現在の両小学校の校名を排除せずに広く公募を行い応募の中から校名を決めていくという意見が多かったと思います。

今後のスケジュールとして、令和9年4月の完全再編に間に合わせることを第一に考えた時に、来月早々に校名等検討部会を開催し、具体的な校名の公募方法やその後の校章や校歌についても検討を進めていく必要があることから、教育委員会事務局としても間に合うようにスケジュールを組んでいる部分はあると思います。そういうことも含めて、現在の校名を排除せずに、校名を広く公募するという方向性でどうでしょうか。

そうはいつでも、それぞれご自身の周りに意見を聞く必要があるということもあるかと思いますが、特に校名等検討部会の皆さんは周りの方に意見を聞いていただき、また、他の委員の皆さんも周りの方に少し意見を聞いていただき、次回の検討部会で反映できることはしていくということで、以降は校名等検討部会に一任いただくということで賛成いただけますでしょうか。

(全員賛成)

酒井委員長 ありがとうございます。全員賛成いただいたので、校名の公募の具体的な方法等については、校名等検討部会に一任し、具体的な公募等の作業を進めて行きたいと思います。

本日の検討事項については以上となりますが、私から一つ、地域への周知について事務局にお伺いします。再編検討委員会等、検討内容や経過について、地域の皆さんも関心があり心配している部分もあると思いますので、どのようにこれから地域の皆さんに発信していくかについて説明をお願いします。

事務局 萩元係長 具体的に記載がなく失礼いたしました。資料No.4-1の裏面をご覧くださいまして、再編検討委員会の所掌事項の表の第7号の内容に情報提供に関することを記してあります。再編検討委員会全体会議で検討した内容や決まったことなどを、可能な限り時間を置かず、「お便り」という形で周知することを予定しています。地域の皆さんには各戸配布、保護者の皆さんには連絡ツールでデータ配信などの方法で、広く情報発信していきたいと考えております。なお、公開による再編検討委員会でございますので、新聞報道等の方が先に報道することになりますが、出来る限り時間を置かずに周知していく予定ですので、この点に関してはご承知おきください。

酒井委員長 ありがとうございます。その他の皆さんはよろしいでしょうか。それでは、会議事項は以上となります。

事務局から連絡があればと思います。事務局いかがでしょうか。

7 その他

事務局 萩元係長 事務局から、2点ご連絡します。まず、一点目は今後の予定です。校名の公募に関する検討や児童の通学方法に関する検討を進めていく必要がありますので、校名等検討部会及び通学等検討部会を10月8日午後7時から上村公民館で同時に開催します。また、次第に記載のとおり、第2回遠山郷学園小学校再編検討委員会を12月17日午後7時から、上村公民館大会議室で実施する予定です。詳細は、改めてご通知しますが、今からご予約いただきますようお願いします。

続いて二点目、報酬の支払先等の書類提出についてです。既に、ご提出いただいた方もいらっしゃると思いますが、開催通知に記載いたしましたとおり、些少ですが、委員報酬をお支払いします。この報酬の支払先等の書類の提出と本人確認及び個人番号の確認をさせていただきますので、まだご提出いただいていない方は、会議終了後、事務局までご提出をお願いします。事務局からは以上です。

8 閉会挨拶 松下副委員長

皆さん、熱心なご議論を賜りまして、ありがとうございました。先ほど、事務局から連絡がありましたが、今後、各検討部会で検討しながら、全体会議でたくさんの課題を少しずつ解決していきたいと思いますので、是非、今後ともよろしくをお願いします。

以上で、第1回遠山郷学園小学校再編検討委員会を終わります。

ありがとうございました。